

特定計量器の確認について

I. 確認のポイント

1. 取引・証明に使用しているか P 2 参照
 - 「取引」または「証明」に使用していない場合、下記3.（証印・有効期間）に関する計量法上の規制は適用されません。
2. 使用している計量器は、有効期間のある特定計量器か P 3 参照
 - 不明の場合、計量法施行令別表3を参考にしてください。今回の調査対象である有効期間のある特定計量器が記載されています。
3. 証印・有効期間は有効か P 3 参照
 - 特定計量器には様々なものがあるので、証印・有効期間の表示場所等は一概に言えません。表示面あるいは銘板（銀色のプレート）等に証印等が記載（刻印）されているものが多いです。
4. 非自動はかりについて P 4 参照
 - 別表3で定める質量計は、工場の製造ラインに組み込まれ自動計量を行うための「自動はかり」であり、各事務所等で一般的に使用している「非自動はかり」（いわゆる「はかり」）とは異なります。
 - 非自動はかりには有効期間がありません。そのかわりに、定期検査を受検する義務があります。これを受検していない場合、「有効期間切れ」と同様に、取引・証明には使用できません。
→ 言い換えると、一般的な「はかり」を取引・証明に使用する場合には、定期検査を受検する必要があります。

II. 「取引」「証明」とは

(1) 「取引」「証明」の解釈 (新版 計量関法令例規集Q&A編より)

計量法(抄) 第2条(定義等)

2 この法律において「取引」とは、有償であると無償であることを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為をいい、「証明」とは、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいう。

- 有償であると無償であることを問わず 金銭の授受の有無にかかわらず
- 物の給付 売買、貸借、贈与等
- 役務の給付 雇用、請負、委託加工等
- 業務上の行為 業務に関連した行為で、反復継続して行う行為
- 公に 「不特定多数の者に対して」のほか、「公的機関が」又は「公的機関に対して」の意味が含まれる。
- 一定の事実 一定のものが一定の物象の状態の量を有するという事実。
特定の数値までを必ず含むことを要するものではなく、ある一定の水準に達したか、達していないかという事実も含まれる。
- 真実である旨を表明すること
真実であることについて一定の法的責任等を伴って表明すること。参考値を示すなど、単なる事実の表明は該当しない。

(2) 「取引」「証明」の該当／非該当事例（一般例） (H30.2 経産省作成資料より)

	該当する場合	該当しない場合
取引	・ 食肉販売に際しての質量の計量 ・ ガソリン販売に際しての体積の計量 ・ タクシーの料金算出に際しての距離の計量 ・ 農家が庭先で農産物を販売する際の質量の計量 ・ 服地販売に際しての長さの計量 ・ 倉庫に物品を保管する際の保管料算定のための長さ及び体積の計量 ・ 宅配便等小包料金算定の際の質量及び長さの計量 ・ 委託加工賃を物品の質量によって決定する際の質量の計量 ・ 店舗の賃貸料を決定する際の面積の計量	・ 製造事業者が生産工程において内部的に行う各種の計量（材料の調合、長さのチェック等） ・ 家庭内での計量（日曜大工で棚を作る際に板の長さを計量、お菓子づくりの際の小麦粉の質量の計量等） ・ 友人間等での単発の物品のやりとりの際に行う計量（業務上とは認めがたいもの） ・ たまたま隣人に米を分ける際に行う計量
証明	・ 地方自治体が一般に公表するために行う濃度等の計量 ・ 国税庁が行う酒税賦課のためのアルコール濃度の計量 ・ 土地の登記に際して行う面積の計量 ・ 工場等が行政機関に報告するために行う排水量の計量 ・ 病院や学校において行われる体重測定の結果が、健康診断票に示され通知、報告等される場合の体重の計量	・ 客に体重を計ってもらうために店頭に設置されたはかりを使用しての体重の計量（単なる自己の健康管理用） ・ 研究所等が内部的に行う各種の計量

- ・ 貸しビル、アパート等その他集合住宅において一括して水道、熱、電力等の供給事業者へ支払った料金等を、各室の使用量に応じて配分するために用いられるメーターは、取引又は証明上の計量に使用されている計量器に該当。

III. 特定計量器とは

- (1) 特定計量器（法 § 2④）とは、取引・証明における計量等に使用される計量器のうち、国が政令で定めるもの。

計量器（法 § 2④）計量をするための器具、機械または装置

特定計量器

（法 § 2④）取引若しくは証明における計量に使用され……政令で定めるもの（政令 § 2）※18 種類の計量器を規定

- | | |
|---------------------|----------------|
| ①タクシーメーター | ⑫電力量計（＝電気メーター） |
| ②質量計（＝はかり） | ⑬無効電力量計 |
| ③温度計 | ⑭照度計 |
| ④皮革面積計 | ⑮騒音計 |
| ⑤体積計（＝ガス・水道メーター等） | ⑯振動レベル計 |
| ⑥流速計 | ⑰濃度計★ |
| ⑦密度浮ひょう | ⑱浮ひょう型比重計 |
| ⑧アネロイド型圧力計 | |
| ⑨流量計 | |
| ⑩積算熱量計（＝カロリーメーター） | |
| ⑪最大需要電力計（＝デマンドメーター） | |

（政令 § 5）使用の制限の適用除外
基準器・特定標準器等

※下線を付しているもの（★は一部のもの）については、有効期間が定められている。

時計（ストップウォッチ等）、ます、ノギス、巻尺 等

- (2) 有効期間が経過したメーターは、速やかに交換が必要。
・有効期間は施行令に規定。（令 § 12、§ 18、別表 3 を参照）

【主な特定計量器の有効期間】

積算 体積計	水道メーター	8 年	積算熱量計		8 年	
	温水メーター		電力計	最大需要電力計	7 年、5 年	
	ガスメーター	10 年、7 年		電力量計	10 年、7 年、5 年	
				無効電力量計	7 年、5 年	

- (3) 検定に合格したものには、右記のような証印と有効期限が記載された銘板またはラベルが付されている。



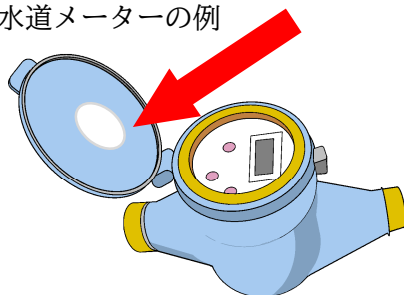
検定証印



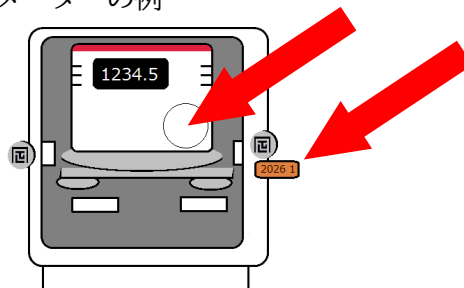
基準適合証印

- (4) 有効期限は、和暦または西暦の『年＋月』で表示されている。
(5) 表示場所の例

●水道メーターの例



●電気メーターの例



・蓋の裏に「証印」「有効期限」が表記

※鉛玉の封印があるものは期限切れの恐れが高い。

・メーター横に『封印』『検定票』

・前面シール&検定票に「有効期限」が表記

表示場所は計量器により異なり、一律には言えません。

IV. 質量計（のうち、非自動はかり）について

- (1) 一般的に、事業所等で使用されている、いわゆる「はかり」のこと。
- (2) 検定に合格したものには、前Ⅲ(3)のような証印と、「検定年月」が記載された銘板またはラベルが付されている。
- (3) 定期検査を受検しているものには、右のような、指定定期検査機関（（一社）滋賀県計量協会）または計量士氏名が記載された「定期検査済証」（円形のシール）が貼付されている。
- (4) シールには検査合格年月が記載されている。



和暦の場合『年(下1桁)+月(2桁)』、西暦の場合『年(4桁または下2桁)+月(2桁)』で表示されている。

- (5) 定期検査は、2年に1回、受検が義務付けられている。

V. 計量法上の規定（参考）

(1) 特定計量器の使用

- ・ 取引・証明における計量には、計量器でないものを使用してはならない。
- ・ 特定計量器を使用する場合には、検定証印等が付され、かつ有効期間が定められているものは有効期間内のものを使用しなければならない。

計量法(抄) (使用の制限)	(考え方)
第16条 次の各号の一に該当するもの(船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。)は、取引又は証明における法定計量単位による計量(第二条第一項第二号に掲げる物象の状態の量であって政令で定めるものの第六条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第十八条、第十九条第一項及び第百五十一条第一項において同じ。)に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。 一 計量器でないもの 二 次に掲げる特定計量器以外の特定計量器 イ 経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は経済産業大臣が指定した者(以下「指定検定機関」という。)が行う検定を受け、これに合格したものとして第七十二条第一項の検定証印が付されている特定計量器 ロ 経済産業大臣が指定した者が製造した特定計量器であって、第九十六条第一項(第百一条第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。)の表示が付されているもの 三 第七十二条第二項の政令で定める特定計量器で同条第一項の検定証印又は第九十六条第一項の表示(以下「検定証印等」という。)が付されているものであって、<u>検定証印等の有効期間を経過したもの</u> 2～3 (略)	取引又は証明における法定計量単位による計量の際には、除外事項にあたらぬものを使用する必要がある。 ①計量器を使用すること。 ②特定計量器であり、かつ、 ③検定に合格して「検定証印」が付されているもの、または指定製造事業者が製造し「基準適合証印」が付されているもの、を使用すること。 ④(政令で有効期間が定められている場合は)有効期間の範囲内のものを使用すること。

特定計量器一覧（令第2条）

一	タクシメーター
二	質量計のうち、次に掲げるもの
イ	非自動はかりのうち、次に掲げるもの
1.	目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下同じ。）が十ミリグラム以上であって、目量標識の数が百以上のもの（（2）又は（3）に掲げるものを除く。）
2.	手動天びん及び等比皿手動はかりのうち、表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。）が十ミリグラム以上のもの
3.	自重計（貨物自動車に取り付けて積載物の質量の計量に使用する質量計をいう。）
ロ	自動はかり
ハ	表す質量が十ミリグラム以上の分銅
ニ	定量おもり及び定量増おもり
三	温度計のうち、次に掲げるもの
イ	ガラス製温度計のうち、次に掲げるもの
1.	計ることができる温度が零下三十度以上三百六十度以下のもの（転倒式温度計、接点付温度計、最高最低温度計、留点温度計、浸線付温度計、保護枠入温度計及び隔測温度計及びベックマン温度計を除く。）
2.	ガラス製体温計
ロ	抵抗体温計（電気抵抗の変化をもって、体温を計量する温度計であって、最高温度保持機能を有するものをいう。）
四	皮革面積計
五	体積計のうち、次に掲げるもの
イ	積算体積計のうち、次に掲げるもの
1.	水道メーターのうち、口径が三百五十ミリメートル以下のもの
2.	温水メーターのうち、口径が四十ミリメートル以下のもの
3.	燃料油メーター（揮発油、灯油、軽油又は重油（以下「燃料油」という。）の体積の計量に使用する積算体積計をいう。）のうち、口径が五十ミリメートル以下のもの（五十リットル以上の定体積の燃料油の給油以外に使用できないものを除く。）
4.	液化石油ガスメーターのうち、口径が四十ミリメートル以下であって、液化石油ガスを充てんするための機構を有するもの
5.	ガスメーターのうち、口径が二百五十ミリメートル以下のもの（実測湿式ガスメーターを除く。）
6.	排ガス積算体積計
7.	排水積算体積計
ロ	量器用尺付タンクのうち、自動車に搭載するもの
六	流速計のうち、次に掲げるもの
イ	排ガス流速計
ロ	排水流速計
七	密度浮ひょうのうち、次に掲げるもの
イ	耐圧密度浮ひょう以外のもの
ロ	耐圧密度浮ひょうのうち、液化石油ガスの密度の計量に使用するもの
八	アネロイド型圧力計のうち、次に掲げるもの
イ	計ることができる圧力が0.1メガパスカル以上200.2メガパスカル以下のものであって、最小の目盛が計ることができる最大の圧力と最小の圧力の差の百五十分の一以上のもの（蓄圧式消化器用のもの及びロに掲げるものを除く。）
ロ	アネロイド型血圧計
九	流量計のうち、次に掲げるもの
イ	排ガス流量計
ロ	排水流量計
十	積算熱量計のうち、口径が四十ミリメートル以下のもの
十一	最大需要電力計
十二	電力量計
十三	無効電力量計
十四	照度計
十五	騒音計
十六	振動レベル計
十七	濃度計のうち、次に掲げるもの
イ	ジルコニア式酸素濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が五体積百分率以上二十五体積百分率以下のもの
ロ	溶液導電率式二酸化硫黄濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が五十体積百万分率以上のもの
ハ	磁気式酸素濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が五体積百分率以上二十五体積百分率以下のもの
ニ	紫外線式二酸化硫黄濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が五十体積百万分率以上のもの
ホ	紫外線式窒素酸化物濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が二十五体積百万分率以上のもの
ト	非分散型紫外線式窒素酸化物濃度計
チ	非分散型紫外線式一酸化炭素濃度計のうち、最小の目量が百体積百万分率未満のもの及び最小の目量が百体積百万分率以上二百体積百万分率未満のものであって計ることができる最高の濃度が五体積百分率未満のもの
リ	化学発光式窒素酸化物濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が二十五体積百万分率以上のもの
ヌ	ガラス電極式水素イオン濃度検出器
ル	ガラス電極式水素イオン濃度指示計
ヲ	酒精度浮ひょう
十八	浮ひょう型比重計のうち、次に掲げるもの
イ	比重浮ひょう
ロ	重ボーム度浮ひょう
ハ	日本酒度浮ひょう

有効期限のある特定計量器（令別表第3）		有効期間
一 質量計		
イ 自動はかり（口に掲げるものを除く。）		二年
ロ 法第二百二十七条第一項の指定を受けた者が当該適正計量管理事業所において使用する自動はかり		六年
二 積算体積計		
イ 水道メーター		八年
ロ 温水メーター		八年
ハ 燃料油メーター（第四十条第三号に掲げるものを除く。）		
（1）自動車の燃料タンク等に燃料油を充てんするための機構を有するものであって、給油取扱所に設置するもの		七年
（2）（1）に掲げるもの以外のもの		五年
ニ 液化石油ガスメーター		四年
ホ ガスメーター		
（1）計ることができるガスの総発熱量が一立方メートルにつき九十メガジュール未満であって、使用最大流量が十六立方メートル毎時以下のもの（前金装置を有するものを除く。）		十年
（2）計ることができるガスの総発熱量が一立方メートルにつき九十メガジュール以上であって、使用最大流量が六立方メートル毎時以下のもの（前金装置を有するものを除く。）		十年
（3）（1）又は（2）に掲げるもの以外のもの		七年
三 積算熱量計		八年
四 最大需要電力計		
イ 電子式のもの		七年
ロ イに掲げるもの以外のもの		五年
五 電力量計		
イ 定格電圧が三百ボルト以下の電力量計（変成器とともに使用されるもの及びロ（2）に掲げるものを除く。）		十年
ロ 定格電圧が三百ボルト以下の電力量計のうち、次に掲げるもの		
（1）定格一次電流が百二十アンペア以下の変流器とともに使用されるもの（定格一次電圧が三百ボルトを超える変圧器とともに使用されるものを除く。）		七年
（2）定格電流が二十アンペア又は六十アンペアのもの（電子式のものを除く。）		七年
（3）電子式のもの（イ及び（1）に掲げるものを除く。）		七年
ハ イ又はロに掲げるもの以外のもの		五年
六 無効電力量計		
イ 電子式のもの		七年
ロ イに掲げるもの以外のもの		五年
七 照度計		二年
八 騒音計		五年
九 振動レベル計		六年
十 濃度計		
イ ガラス電極式水素イオン濃度検出器		二年
ロ ガラス電極式水素イオン濃度指示計		六年
ハ イ又はロに掲げるもの及び酒精度浮ひよう以外のもの		八年

環境特定計量器

1) 騒音計	
2) 振動レベル計	
3) ジルコニア式酸素濃度計	計ることができる最高の濃度が5 vol%以上25 vol%以下のもの
4) 溶液導電率式二酸化硫黄濃度計	計ることができる最高の濃度が50 ppm 以上のもの
5) 磁気式酸素濃度計	計ることができる最高の濃度が5 vol%以上25 vol%以下のもの
6) 紫外線式二酸化硫黄濃度計	計ることができる最高の濃度が50 ppm 以上のもの
7) 紫外線式窒素酸化物濃度計	計ることができる最高の濃度が25 ppm 以上のもの
8) 非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計	
9) 非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計	
10) 非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計	最小の目量が100 ppm 未満のものおよび最小の目量が100 ppm 以上200 ppm 未満のものであって計ることができる最高の濃度が5 vol% 未満のもの
11) 化学発光式窒素酸化物濃度計	計ることができる最高の濃度が25 ppm 以上のもの
12) ガラス電極式水素イオン濃度検出器	
13) ガラス電極式水素イオン濃度指示計	